

小樽・北しりべし消費者被害防止 ネットワークニュース No. 27

(事務局) 小樽消費者協会

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号

☎ (0134) 31-3682 FAX (0134) 23-7978

小樽市役所別館5階

E-mail: otaru-syohisha@hokkaidou.me

小樽・北しりべし消費者センター内

8月3日(水)に「小樽・北しりべし消費者被害防止ネットワーク」定例会議を開催しました。札幌弁護士会・PTA連合会・中学校生活指導委員会・水産高校・4つの地域包括センター・郵便局関係等、25団体38名の出席がありました。

ご挨拶 小樽市生活安全課 飯田博美課長



日頃より、消費者被害の防止のために、ご尽力いただいておりますこと、厚くお礼申し上げます。

本年4月1日に改正民法が施行され成年年齢が18歳に引き下げられたことから、未熟な若者が悪質商法の被害者とならないように、啓発活動を行っているところですが、若者の消費者被害の防止

には、周りにいる大人が目を配ってあげることが一番重要ではないかと考えております。

平成17年度にこの会が成立され会議を重ねながらネットワークの強化を図ってこられたのもひとえに会議の活動にご理解ご協力をいただいた賜物だと深く感謝申し上げます。会議が実りあるものになりますことを祈念いたしまして開会の挨拶とさせていただきます。



インターネット —こんな相談ありました！— 若者編：高齢者編

(一社)北海道消費者協会 教育啓発部 斎藤清美部長

令和3年度北海道立消費生活センターでは、総受付数8,791件の相談が寄せられ、高齢者、若者を問わず、様々な相談が寄せられている等説明があり、訪問販売お断りシールはマンションの入り口に1枚を貼付しているだけで、そのマンション全戸が、訪問販売を断っているというメッセージになること等、悪質商法からの防衛手段を話された。また、成年年齢が引き下げられたことにより、社会経験の少ない若者の契約トラブルの増加が懸念されているが、消費生活・契約一般について学習の機会が乏しいばかりに被害者から加害者になってしまう若者もいることから、若年消費者教育の重要性を説明された。最後に、なぜ高齢者が騙されやすいのかドラマ仕立てのDVDを視聴し、高齢者への心理面での対応が必要なこと、ネットワーク全体で見守りが重要であること等を話され、不審な時は188へ電話を、188を覚えて下さいと力説された。



全国共通の電話番号

「消費者ホットライン」

188



消費者ホットライン188のイメージキャラクター

特殊詐欺認知状況（令和4年7月末） ※暫定値

特殊詐欺の認知件数・被害額の状況 北海道警察署
特殊詐欺対策ニュースより

		認知件数	被害額
特殊詐欺合計	R4	183	729,464,795
	R3	91	195,764,959
	増減数	92	533,699,836
オレオレ詐欺	R4	52	189,290,000
	R3	11	29,369,743
	増減数	41	159,920,257
預貯金詐欺	R4	7	22,428,000
	R3	18	42,309,200
	増減数	-11	-19,881,200
架空料金請求詐欺	R4	65	444,133,120
	R3	20	70,370,650
	増減数	45	373,762,470
融資保証金詐欺	R4	4	5,689,908
	R3	6	4,064,679
	増減数	-2	1,625,229
送付金詐欺	R4	31	28,990,049
	R3	24	22,312,482
	増減数	7	6,677,567
金融商品詐欺	R4	0	0
	R3	1	2,000,000
	増減数	-1	-2,000,000
ギャンブル詐欺	R4	2	4,431,608
	R3	2	12,412,205
	増減数	0	-7,980,597
交際あっせん詐欺	R4	0	0
	R3	0	0
	増減数	0	0
その他の特殊詐欺	R4	0	0
	R3	0	0
	増減数	0	0
キャッシュカード詐欺盗	R4	22	34,502,110
	R3	9	12,926,000
	増減数	13	21,576,110

下記チラシ差し上げます！

ご希望の方は小樽消費者協会まで

世界が広がる18歳！

その分、責任がある！

一入で契約してる

#18歳成年

2022年4月1日から、成年(成人)年齢が18歳に!

民法が定める成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。18歳になった人は、一人で有効な契約をすることができ、父母の親権の対象から外れます。また、女性の婚姻ができる年齢が、16歳から18歳に引き上げられ、男女ともに18歳となります。

成年になると、いわゆる「大人」として扱われます。年齢以外の条件を満たせば保護者の同意がなくても、自分の判断だけで契約を結ぶことができます。そのため、一人で部屋を借りたり、携帯電話の契約をすることができます。それは、同時に「責任」も伴うようになるということです。

民法の成年年齢引き下げにより年齢要件が変更され18歳から18歳になるもの

- 有効期限が10年の(スポーツ)の取得
- 性別一性障害の人の性別変更の申し立て
- 公認会計士や司法書士等の資格の取得
- 単独での備後

...など

小樽・北しりべし消費者センター
TEL 0134-23-7851

札幌方面小樽警察署

生活安全課 青田浩晃北海道巡査部長



特殊詐欺は昨年同時期と比べ、件数、被害額ともに増加している。そのため、重点的に取り組んでいる。最近では自宅へ訪問し、キャッシュカードを騙し取る手口が増えているので注意を。

何かあれば#9110に連絡を！

小樽・北しりべし消費者センター

斎藤智子副主任相談員



小樽・北しりべし消費者センターの令和3年度の相談総件数は806件でした。全体としてインターネットを利用した通信販売にかかわる相談が多くありました。SNS等の広告で格安に販売されている商品を代金前払いで注文したが商品は届かず連絡先も無いといった詐欺と思われるものや「健康食品や化粧品類の定期購入トラブル」「副業サイトの情報商材や高額なサポート契約」「スマホのSMSで射幸心に付け込む当選メー」「大手家具店やホームセンターの偽サイト」等がありました。相手が見えないWEB上ではトラブル回避のためにはサイトや販売会社の表示を確認する事と、広告や注文画面などもスクリーンショットしておくことをおすすめします。